



飼養衛生管理基準のポイント 第 33 号

令和 3 年 12 月 1 日

～ III-29 毎日の健康観察 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。今回は、「毎日の健康観察」です。

(基準本文)

29 毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

毎日の健康観察はもちろんやってると思うんじやが、ちなみに、どんなところに気をつけて観察しているかのう？



ん～、毎日の習慣だから、“いつもと違う様子はないかなあ”って感じで、改めて聞かれると・・・



そうじゃな。改めて聞かれると悩んでしまうかもしれないが、恐らく、餌や水の食べ具合、元気がなかったり動きが変なものはいないか、呼吸は変じゃないか、糞の状態はどうか、死んでるものはいないか、採卵鶏では、卵の状態や産卵数はどうか、なんかを観察してるんじゃないかな。



うんうん、そんな感じかも。



漠然と観察するよりも、何を確認するか意識した方が変化に気づきやすいんじゃないかのう。

それから、観察した状態はきちんと記録に残すんじやよ。“基準だから”だけではないぞ。

記録することで変化を数字にしたり、以前と比較したりと、客観的に確認できるようになるんじやよ。



なるほどねえ。
ちょっと面倒だけど、三日坊主覚悟で記録もやってみよっかな。



それと、この機会に、鳥インフルエンザの症状がどんなか、再度確認してほしいのう。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

